

本書の使い方

試験の出題傾向を把握

分野別頻出項目ランキング

ファイナンシャル・プランニング技能検定の分野別の出題頻出項目の上位10項目をランキング(2002年10月試験から2014年1月試験)。出題傾向を把握し、優先順位をつけて学習できます。

第1分冊 FP2級(学科試験)
分野別頻出項目ランキング

以下の分野別頻出項目ランキングは、FP技能検定・2級学科試験において、過去38回(2002年10月試験から2014年1月試験まで)のなかで出題された頻出項目のランキングです。出題された問題が複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目の出題回数に追加しています。
なお、出題回数については、(例)身近な「ファイナンシャル・プランナーズ・センター」編集部が学習の便宜を図るために作成したものです。FPとして幅広い知識を身につけるためには、少しでも多くの項目を学習することが望ましいと考えられています。

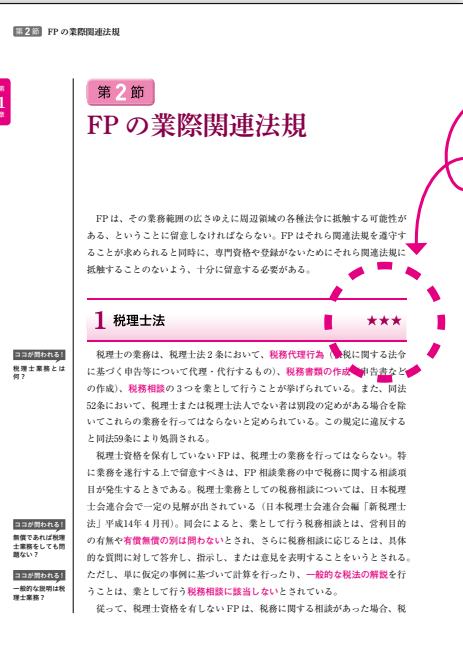
A分野 ライフプランニングと資金計画 (除年金・社会保障)

順位	頻出の項目	試験範囲	出題回数	掲載ページ
1	税理士法、保険業法、投資顧問業法、ファイナンシャル・プランニングと倫理(第1章)	35	8~	
2	FPの職業的役割	ファイナンシャル・プランニングと倫理(第1章)	11	5~
3	可処分所得の計算	ファイナンシャル・プランニングの考え方・手法(第2章)	11	31~
4	住宅ローンの仕組み	ライフプランニング上の資金計画(第3章)	11	57~
5	資金調達の種類と特長の概略	中央法人の資金計画(第4章)	9	84~
5	クレジットカードに関する一般的な知識	ローンとカード(第5章)	9	101~

B分野 リスク管理

順位	頻出の項目	試験範囲	出題回数	掲載ページ
1	損害保険商品の種類と内容	損害保険(第9章)	46	213~
2	生命保険商品の種類と内容	生命保険(第8章)	38	167~
3	法人における生命保険の経理処理	生命保険(第11章)	26	253~
4	損害保険を利用した家族のリスク管理	リスク管理と保険(第12章)	22	288~
5	保険料と税金	生命保険(第11章)	20	242~

※実際の試験では、(A分野)ライフプランニングは、原則、毎回1問出題されています。



★マーク

頻出項目ランキングをもとに各項目に表示。優先順位をつけて学習できます。

- ★★★★…最重要項目 (出題頻度は高レベルです。優先的に繰り返し学習しましょう)
- ★★★…重要項目 (出題頻度は中レベルです。繰り返し学習しましょう)
- ★★…普通項目 (出題頻度は低レベルです。1度は学習しておきましょう)

出題ポイント

各章のはじめに、よく出題される、押さえておくべきポイントをまとめています。



学習

解説

試験の出題範囲は極めて広範ですが、すべてがファイナンシャル・プランナーに求められる知識です。試験に合格することが当面の目標といえますが、技能士資格取得後も日々の業務のなかで活かせる構成となっていますので、繰り返し学習しましょう。

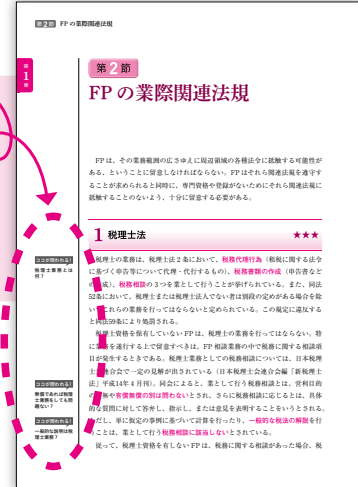
理解度テスト

各章末で、各章の学習熟度を測ることができます。

試験対策

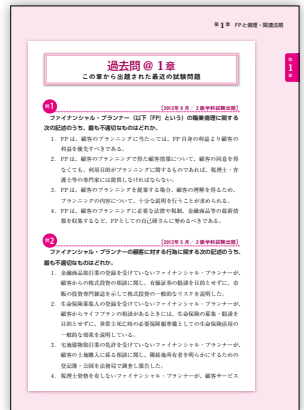
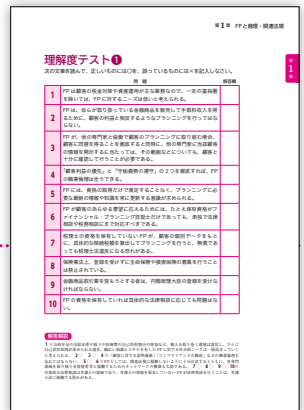
ココが問われる!

試験で問われやすいポイント。暗記するときの頭の整理に最適です。



過去問@○章

各章末には、当該章の内容から過去のファイナンシャル・プランニング技能検定2級学科試験で実際に出題された問題を掲載しています。学習した内容について腕試しとしてチャレンジしてみましょう。



第2節

FPの業際関連法規

FPは、その業務範囲の広さゆえに周辺領域の各種法令に抵触する可能性がある、ということに留意しなければならない。FPはそれら関連法規を遵守することが求められると同時に、専門資格や登録がないためにそれら関連法規に抵触することのないよう、十分に留意する必要がある。

1 税理士法



税理士の業務は、税理士法2条において、**税務代理行為**（租税に関する法令に基づく申告等について代理・代行するもの）、**税務書類の作成**（申告書などの作成）、**税務相談**の3つを業として行うことが挙げられている。また、同法52条において、税理士または税理士法人でない者は別段の定めがある場合を除いてこれらの業務を行ってはならないと定められている。この規定に違反すると同法59条により処罰される。

税理士資格を保有していないFPは、税理士の業務を行ってはならない。特に業務を遂行する上で留意すべきは、FP相談業務の中で税務に関する相談項目が発生するときである。税理士業務としての税務相談については、日本税理士会連合会で一定の見解が出されている（日本税理士会連合会編「新税理士法」平成14年4月刊）。同会によると、業として行う税務相談とは、営利目的の有無や**有償無償の別は問わない**とされ、さらに税務相談に応じるとは、具体的な質問に対して答弁し、指示し、または意見を表明することをいうとされる。ただし、単に仮定の事例に基づいて計算を行ったり、**一般的な税法の解説**を行うことは、業として行う**税務相談に該当しない**とされている。

したがって、税理士資格を有しないFPは、税務に関する相談があった場合、

ココが問われる!

税理士業務とは何？

ココが問われる!

無償であれば税理士業務をしても問題ない？

ココが問われる!

一般的な説明は税理士業務？

税理士法に抵触しないよう、一般的な事例に置き替えて説明し、特定の具体的な計算結果等が必要なものについては税理士に対応を依頼するなどの処置が求められる。

2 保険業法

★★★★

生命保険の必要性を提案したり、保険商品の特徴や活用例を説明したりするだけであれば、保険募集人登録を受けなくてもできるが、保険を募集するには内閣総理大臣（実務的には財務局）の登録を受けなければならない。保険契約者等の保護や業務の適正を図るため、保険業法上、募集人登録を受けないで保険を募集することは禁止されている。

また、同法300条において、保険契約締結または保険募集に関する禁止行為が規定されている。これらの禁止行為は、特に保険会社や保険代理店等に所属するFPは、その内容について十分に理解する必要がある（詳細は133ページ以下参照）。

なお、一部の保険商品（特定保険契約）について金融商品取引法が準用され、同法の行為規制の一部が特定保険契約にも準用されること（保険業法300条の2）、及び、金融商品取引法の準用に伴い保険業法施行規則234条の27が制定され、特定保険契約に関する禁止事項が追加されたことに注意が必要である。

ココが問われる！

必要保障額の試算は誰でもできる？

ココが問われる！

募集人以外が保険を募集してもよい？

3 金融商品取引法

★★★★

平成19年9月30日に施行された金融商品取引法は、「当事者の一方が相手方に対して有価証券の価値等または金融商品の価値等に関し、口頭、文書その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約（投資顧問契約）を締結し、当該投資顧問契約に基づき、助言を行うこと」（同法2条8項11号）を「業として行うこと」を、「金融商品取引業」の1つである「投資助言・代理業」として規定しているが（同法28条3項1号）、これは、投資顧問業法（平成19年9月30日廃止）でいうところの「投資顧問業」にあたる。そして、金融商品取引法は、「金融商品取引業は、内閣総

ココが問われる！

FPが無登録で投資顧問契約をしてもよい？